

プラネットが歯科医院のために提供する

にこきらグループ補償制度

団体総合生活
補償保険

パートナーズクラブ
メンバー限定サービス※



スタッフさんが
安心して働ける環境づくりに……

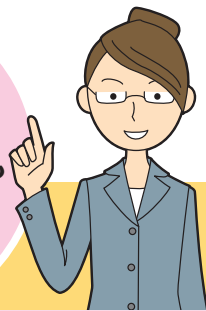
コ・デンタル
スタッフの確保が
「チーム医療」の
ライフライン

予防医療の推進
なしではこれからの
歯科医療は成り
立ちません！

スタッフが安心
して働く環境は
あたり前

安心だから
こそやりがいも
感じる

だから
医院の職場環境も
重要なポイント！



特徴

この「にこきらグループ補償制度」は歯科医院で勤務されるスタッフさんのために(株)プラネットのリクエストで三井住友海上火災保険株式会社と提携した商品です。

- 1 医院の福利厚生の一環として「パートナーズクラブメンバー」様に適用されます。(会員限定！)※
- 2 無記名登録なので煩わしい事務手続きはありません。(簡単！)
- 3 生活サポートサービスが無料で受けられます。(安心！)

以上の3つがあり、プラネットは歯科医院で働くスタッフさんが安心できる環境を提供します。

補償内容

スタッフ全員対象

死亡保険金 100万円

後遺障害保険金 4万～100万円

入院保険金日額 1,500円

手術保険金 15,000円もしくは7,500円

通院保険金日額 1,200円

歯科医院就業中のケガによる事故につき、以上の内容の補償が受けられます。上記は「パートナーズクラブメンバー医院のスタッフ」に適用されます。

※「にこきらグループ補償制度」はパートナーズクラブ会費の一部を充当し、会員特典として提供しています。
※上記グループ補償制度は、2018年12月1日よりパートナーズクラブ「プラチナメンバー限定」のサービスとなりました。

なお、2018年11月30日以前にパートナーズクラブにご加入の医院様は、この限りではありません。

引受保険会社

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

株式会社 **プラネット**

〒507-0041 岐阜県多治見市太平町 6-63-1 TEL : 0572-23-4999
Email : info@dentalx.jp ホームページ : http://www.dentalx.jp

こんなとき、
お役に立ちます。

仕事中及び 通勤途上の様々な事故が対象



業務中、上からモノが落ちてきた。



医療器具などを取り扱っている中
ケガをしてしまった。



通勤中に駅の階段から足を踏み外した。



勤務先からの帰宅途中、交通事故に
巻き込まれてしまった。

ご契約いただく保険の内容

担保条項	保険金をお支払する場合	お支払する保険金	保険金をお支払できない主な場合
傷害死亡 保険金	事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)	死亡・後遺障害保険金額の金額を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	● 次のようなことがらにより生じた障害については、保険金をお支払できません。 1. 保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ。 2. 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ。 3. 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ。 4. 脳疾患、病気または心身喪失によるケガ。 5. 妊娠、出産、早産または流産によるケガ。 6. 外科的手術その他の医療処置によるケガ。 7. 戦争、その他の変乱、暴動によるケガ。 8. 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ。 9. 核燃料等の放射性、爆発性等のケガ。 10. 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 11. 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎。 (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません など。
傷害後遺障害 保険金	事故によるケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度(第1級から第7級)に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院 保険金	事故によるケガの治療のため病院または診療所に入院(入院に準ずる状態(注1)を含みます。)され、平常の生活またはお仕事ができない場合。	事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数1日につき、90日を限度として入院保険金日額をお支払いします。	
傷害手術 保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために、事故発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合。	①入院中に受けたの手術の場合、入院保険金額の10倍をお支払いします。 ② ①以外の手術の場合、入院保険金額の5倍をお支払いします。 ただし、1回の事故について1回の手術に限ります。	
傷害通院 保険金	事故によるケガのために平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院(医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、治療を受けることを言います。また、往診を含みます)された場合。	事故発生日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき、90日を限度として通院保険日額をお支払いします。ただし、平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払できません。	

■ 万が一事故が発生したら

事故の通知: この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに弊社コールセンターまたは取扱代理店に事故の内容および保険証券番号等をご連絡下さい。事故発生日から30日以内にご連絡がないと保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

上記に関するお問い合わせ

取扱代理店

ライフマイスター株式会社 森下 純一
〒460-0008 名古屋市中区栄5-28-19 アルティメイトタワー栄V 6F
電話:090-4196-0622(直通) Eメール: morishita@lifemeister.com

引受保険会社

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社